

「民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワーク」規約

(名 称)

第1条 この組織は、「民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワーク」（以下「象徴空間応援ネットワーク」という。）と称する。

(目 的)

第2条 象徴空間応援ネットワークは、2020年のアイヌ文化の復興等のナショナルセンター「民族共生象徴空間」の開設に向け、関係行政機関や関係団体、道内経済関係団体が一体となって、100万人の来場者目標を掲げた象徴空間への誘客促進に取り組むとともに、道内各地のアイヌ文化振興の取組や食・観光等の地域の多様な魅力とつなぎ、国内外への総合的な情報発信を強化するなど、オール北海道で、アイヌ文化の創造発展と道内経済の活性化・地域創生の好循環を図ることを目的とする。

(取組事項)

第3条 象徴空間応援ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 民族共生象徴空間開設に向けた誘客促進のPRなど気運醸成に関する事。
- (2) 国内外へのアイヌ文化と北海道の魅力発信に関する事。
- (3) 訪日外国人観光客など国内外からの来道者100万人の受入体制やおもてなしに関する事。
- (4) 民族共生象徴空間周辺環境の整備や交通アクセスの充実等に関する事。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関する事。

(構 成)

第4条 会議は別表1に掲げる者で構成する。

ただし、設立総会以降に参画の申出があり、代表が、必要と認める場合は、これを追加し、構成員に通知するものとする。

2 会議には別表2の機関をオブザーバーとして位置付け、意見等を求めるものとする。

(役 員)

第5条 会議に次の役員を置く。

(1) 代 表 1名

(2) 副代表 若干名

2 役員は、構成員の中から選出する。

3 代表は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、予め代表が指名する順序により、その職務を代理する。

(顧 問)

第6条 会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表が指名する者をもって充てる。

3 顧問は、会議の運営に関し、意見を述べることができる。

(任 期)

第7条 役員及び顧問の任期は、会議が解散するまでとする。

(会 議)

第8条 会議は、代表が召集する。

2 規約の制定及び改廃、役員を選出その他重要な事項については、会議の承認を得るものとする。

ただし、軽微な事項については、この限りではない。

3 事業の執行に関する事その他代表が必要と認めたことについて審議決定する。

(部 会)

- 第9条 民族共生象徴空間開設に向けた国や関係機関への必要な提案事項の検討や活性化プロジェクトを調整するため、「企画部会」を置く。
- 2 民族共生象徴空間への誘客促進や道内各地のアイヌ文化等の魅力を活かした観光・地域振興や情報発信プロジェクトを喚起・推進するため、「活性化部会」を置く。
- 3 企画部会は別表3、活性化部会は別表4に掲げる委員で構成する。
- 4 部会に会務を総括する部会長を置く。
- 5 部会長は、会議の委員の中から代表が指名する。
- 6 代表は、必要に応じ、会議に上記以外の部会を置くことができる。
- 7 部会に関することは、代表が別に定める。

(事務局)

- 第10条 事務局は、北海道環境生活部アイヌ政策推進室内に置く。

(委 任)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

- この規約は、平成28年11月9日から施行する。
- この規約は、平成29年2月20日から施行する。
- この規約は、平成29年10月18日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

	名 称	参集範囲
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道 ・北海道議会 ・札幌市 ・旭川市 ・帯広市 ・釧路市 ・白老町 ・平取町 ・新ひだか町 ・伊達市 ・室蘭市 ・苫小牧市 ・登別市 ・弟子屈町 ・白糠町 ・標津町 	<ul style="list-style-type: none"> ・副知事 ・議長 ・市長 ・市長 ・市長 ・市長 ・市長 ・市長 ・町長 ・町長 ・町長 ・市長 ・市長 ・市長 ・市長 ・町長 ・町長 ・町長
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道大学 ・アイヌ政策推進北海道議会議員連盟 ・北海道博物館 ・公益社団法人北海道アイヌ協会 ・公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 ・一般財団法人アイヌ民族博物館 ・白老町活性化推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・総長 ・会長 ・館長 ・理事長 ・理事長 ・代表理事 ・会長
経済団体	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道経済同友会 ・北海道経済連合会 ・一般社団法人北海道商工会議所連合会 ・北海道商工会連合会 ・公益社団法人北海道観光振興機構 ・一般社団法人北海道建設業協会 ・北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 ・一般社団法人日本ホテル協会北海道支部 ・日本旅館協会北海道支部連合会 ・北海道旅客鉄道株式会社 ・一般社団法人日本旅行業協会北海道支部 ・一般社団法人全国旅行業協会北海道支部 ・一般社団法人北海道バス協会 ・一般社団法人北海道ハイヤー協会 ・一般社団法人北海道食品産業協議会 ・札幌市内ホテル連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表幹事 ・会長 ・会頭 ・会長 ・会長 ・会長 ・理事長 ・支部長 ・会長 ・代表取締役社長 ・支部長 ・支部長 ・支部長 ・会長 ・会長 ・会長 ・代表幹事

別表3（第9条関係）

	名 称	参集範囲
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道 ・札幌市 ・旭川市 ・帯広市 ・釧路市 ・白老町 ・平取町 ・新ひだか町 ・伊達市 ・室蘭市 ・苫小牧市 ・登別市 ・弟子屈町 ・白糠町 ・標津町 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境生活部長 ・総合政策部交通企画監 ・経済部観光振興監 ・市民文化局長 ・副市長 ・教育長 ・副市長 ・副町長 ・副町長 ・副町長 ・副市長 ・副市長 ・副市長 ・副市長 ・副町長 ・副町長 ・副町長
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道大学 ・北海道博物館 ・公益社団法人北海道アイヌ協会 ・公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 ・一般社団法人アイヌ民族博物館 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ・先住民研究センター長 ・副館長 ・事務局長 ・専務理事 ・専務理事
オプガバー	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省北海道開発局 ・国土交通省北海道運輸局 ・経済産業省北海道経済産業局 ・林野庁北海道森林管理局 ・文化庁国立アイヌ民族博物館設立準備室 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ関連施策監理官 ・交通政策部長 ・観光部長 ・産業部長 ・総務企画部長 ・主幹

別表4（第9条関係）

	名 称	参集範囲
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道 ・札幌市 ・旭川市 ・帯広市 ・釧路市 ・白老町 ・平取町 ・新ひたか町 ・伊達市 ・室蘭市 ・苫小牧市 ・登別市 ・弟子屈町 ・白糠町 ・標津町 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境生活部長 ・総合政策部交通企画監 ・経済部観光振興監 ・市民文化局長 ・副市長 ・教育長 ・副市長 ・副町長 ・副町長 ・副町長 ・副市長 ・副市長 ・副市長 ・副市長 ・副町長 ・副町長 ・副町長
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道博物館 ・公益社団法人北海道アイヌ協会 ・公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 ・一般社団法人アイヌ民族博物館 ・白老町活性化推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・副館長 ・事務局長 ・専務理事 ・専務理事 ・副会長
経済団体	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道商工会連合会 ・北海道経済同友会 ・北海道経済連合会 ・一般社団法人北海道商工会議所連合会 ・公益社団法人北海道観光振興機構 ・一般社団法人北海道建設業協会 ・北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 ・一般社団法人日本ホテル協会北海道支部 ・日本旅館協会北海道支部連合会 ・北海道旅客鉄道株式会社 ・一般社団法人日本旅行業協会北海道支部 ・一般社団法人全国旅行業協会北海道支部 ・一般社団法人北海道バス協会 ・一般社団法人北海道ハイヤー協会 ・一般社団法人北海道食品産業協議会 ・札幌市内ホテル連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 ・常務理事 ・常務理事 ・専務理事 ・専務理事 ・専務理事 ・専務理事 ・事務局長 ・専務理事 ・営業部長 ・事務局長 ・事務局長 ・専務理事 ・専務理事 ・専務理事 ・事務局長

別表4（第9条関係）

	名 称	参集範囲
サポーター 一企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴雅ホールディングス株式会社 ・株式会社AIRDO ・株式会社JTB北海道 ・イオン北海道株式会社 ・日本航空株式会社 ・株式会社シーブツアーズ ・株式会社ジェーシービー ・サッポロビール株式会社北海道本社 ・北海道空港株式会社 ・一般社団法人札幌大学ウレシパクラブ ・北海道放送株式会社 ・北海道テレビ放送株式会社 ・北海道文化放送株式会社 ・全日本空輸株式会社 ・札幌テレビ放送株式会社 ・株式会社電通北海道 ・株式会社テレビ北海道 ・株式会社北海道新聞社 ・北海道エネルギー株式会社 ・株式会社北洋銀行 ・株式会社北海道銀行 ・北海道コカ・コーラボトリング株式会社 ・NHK札幌放送局 ・株式会社苫小牧民報社 ・株式会社室蘭民報社 ・苫小牧信用金庫 ・室蘭信用金庫 ・伊達信用金庫 ・株式会社アドビューロー岩泉 ・株式会社アブ・アウト ・北都交通株式会社 ・株式会社内山企画会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・常務取締役 ・取締役（CSR企画推進室長） ・専務取締役 ・取締役兼常務執行役員管理本部長 ・北海道地区副支配人 ・常務取締役 ・北海道営業部長 ・副代表 ・取締役総務部長 ・代表理事 ・テレビ営業局長 ・営業局長 ・取締役経営企画室長 ・北海道支社副支社長 ・専務取締役 ・取締役営業副本部長 ・常務取締役 ・経営企画局局次長兼企画本部長 ・取締役販売企画本部長 ・常務取締役 ・地域振興公務部長 ・広報・CSR推進部長 ・放送部長 ・代表取締役社長 ・常務取締役編集局長 ・営業部長 ・専務理事 ・常務理事・総務グループ長 ・営業4部長 ・取締役海外事業部長 ・企画部長 ・代表取締役副社長